

て、舊書李德裕の傳によれば、前に引ける所に續きて

時天德軍使田牟、請以沙陁退渾諸部落兵擊之、上意未決、下百寮商議、議者多云如牟之奏、德裕曰、頃者國家艱難之際、廻紇繼立大功、今國破家亡、竄投無所、自居塞上、未至侵淫、以窮來歸、遽行殺伐、非漢宣待呼韓邪之道也、不如聊濟資糧、徐觀其變、宰相陳夷行曰、此借寇兵而資盜糧、非計也、不如擊之便、德裕曰……不

如以理卹之、俟其越軼、用兵爲便、帝以爲然、許借米三(二之)萬碩(誤歟)

と記せり、冊府元龜請求篇にも、此の年八月回鶻が饑に迫られて糧を求めしかば、九月丁酉に至りて米二萬石を賑給するを許したりしことを記し、而して此の許可は武宗が群臣に計り、遂に德裕の言を採用したるに由れることを記せり、舊唐書李德裕傳は此の奏を會昌二年二月烏介可汗の請援に關連したる事實として記せども、其の非なることは既に論じたるが如くなれば、田牟及び德裕の奏言は、伐叛記及び冊府元龜によりて、此の年秋八月と見る可く、而して田牟の擊破せんとしたる回鶻は、實に溫沒斯等の下に在りし一支なりしことを認めざる可らず。(二八五)

烏介可汗が塞上に至るや、舊唐書本紀・同書廻紇傳及び李德裕傳等には奏請天德城與太和公主居と記せり、然るに此の請は唐の容るゝ所とならず、王會・李師偃等を遣して公主を放つべきを諭し、糧を給するに止めしが、(二八七)通鑑は此の時可汗に與へし勅の意を載せて

諭以宜帥部衆、漸復舊疆、漂寓塞垣、殊非良計、又云欲借振武一城、前代未有此比、或欲別遷善地、求大國聲援、亦須於漠南駐止、朕當公主入覲、親問事宜、儻須應接、必無所吝

と記せり、斯て可汗の請の容れられざるや、可汗は帝の諭に應ぜずして、尙公主を擁し、又依然として天德振武の